

4月から

要支援者の訪問介護と通所介護が「総合事業」に移行します

大和郡山市では4月から、要支援1・2の人が利用する予防給付のうち訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）を、全国一律基準に基づくサービスから、市が実施する「総合事業」に移行します。



問合せ＝介護福祉課（内線512～517）

「総合事業」（介護予防・日常生活支援総合事業）とは、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めるための、介護保険の新しい仕組みです。

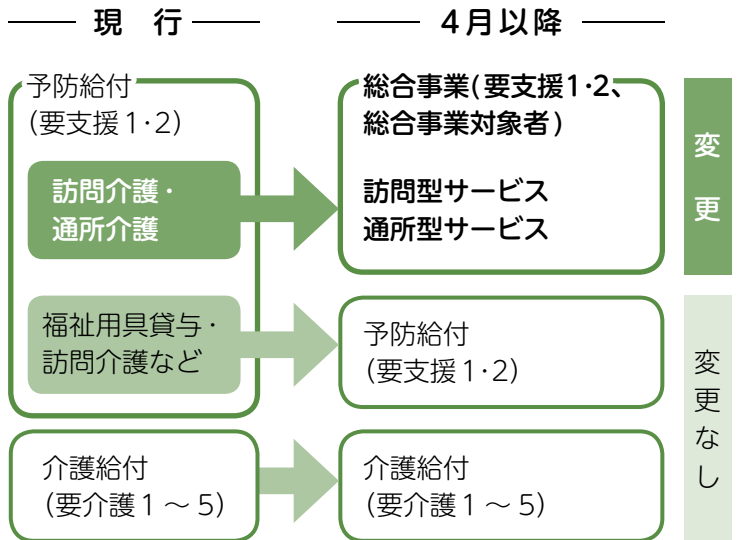
総合事業への移行後は、これまでの介護保険の認定に加え、認定を受けなくても地域包括支援センターで実施する「基本チェックリスト」※の判定により、訪問型・通所型サービスを受けることができるようになります。

これにより、これまでの認定に要した期間が短縮され、スムーズにサービスを利用することが可能になります。

〈対象となる人〉要支援1・2の人、または基本チェックリストに該当した人

※基本チェックリストとは…

65歳以上を対象に、25項目の質問により日常生活で必要となる機能の低下の有無を確認するものです。



※現在、要支援の認定を受け訪問介護・通所介護を利用している人は、4月以降も引き続き同様のサービスを利用できます（平成29年度から、全ての人を総合事業へ移行します）。



介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ

市の窓口へ日常生活上の相談などに来られた人に、基本チェックリストを実施します。その結果をもとに、利用できるサービスをご案内します。また、介護が必要と思われる人は、要介護認定の申請をご案内します。

